

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	5		府省庁名 内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公益法人制度改革に伴う非課税措置の存続		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）」第5条に定める公益認定の基準を満たす公益社団法人および公益財団法人（以下、「公益法人」という。）</p> <p>・特例措置の内容 現行の公益法人制度において、公益法人は、民間有識者で構成される公益認定等委員会等による公益性の審査、財務規律の順守等を前提に、税制上の措置が講じられている。 収支相償原則※の見直し等を行う公益法人制度改革（以下、「改革」という。）後も、現行の法人税法上の措置（公益目的事業の非課税の特例、みなし寄附金の損金算入の特例等）の存続を求める要望（国税）が認められた場合、地方税においても、法人住民税及び事業税について同様の効果を適用する（国税との自動連動を図る。）。</p> <p>※公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないとする規律</p>		
関係条文	<p>法人税法第4条第1項、第37条第5項 公益認定法第5条第6号 地方税法第23条第1項第3号イ、第25条第1項第2号、第72条の5第1項第2号、第4項、第72条の12第1項第3号、第292条第1項第3号イ、第701条の34第2項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 公益法人がその潜在力を最大限発揮できる環境を整備し、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性 公益法人は、民間が行う公益的活動を促進しつつ適正な課税の確保を図るため、税制上の措置（公益目的事業の非課税等）が講じられている。現在、公益法人は公益目的事業費年間約5兆円、総資産約31兆円を有しており、改革ではその潜在力を最大限発揮できるようにするとともに、国民からの寄附等の支援を更に呼び込むことで、公益法人のポテンシャルが高まるという好循環を生み出すことを目指している。</p> <p>公益法人は、法人税法上の税制優遇を受ける前提として、収支相償原則の遵守を求められている。これは、公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促すための規律であるが、法人の経営判断で公益活動に資金を最大限効果的に活用できるよう、法人の透明性を向上しつつ、財務規律の柔軟化・明確化を図る必要が生じている。</p> <p>-----</p> <p>(参考) ○経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋） 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (3) スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進 (インパクト投資の促進) (略) 寄附性の高い資金を呼び込むため、公益法人の事業変更認定手続や公益信託の受託者要件の見直し⁵⁵を行う。(略) 55 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告」（令和5年6月2日）に基づく。</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p>		

	<p>4. 包摂社会の実現 (共生・共助社会づくり)</p> <p>寄附やベンチャー・フィランソロフィーを促進するなど公的役割を担う民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展を図る。公益社団・財団法人制度改革のため、2024年通常国会への関連法案¹¹⁰の提出とともに体制面を含め所要の環境整備を図る。(略)</p> <p>110 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告」(令和5年6月2日)に基づく。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)(抜粋)</p> <p>VI. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築</p> <p>1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策</p> <p>⑩公益法人を通じた寄附性の高い資金の流れの拡大</p> <p>富裕層からインパクトスタートアップへの寄附性の高い資金の流れを拡大するため、公益法人によるインパクトスタートアップへの「出資」や「助成」を促進する。そのために、公益法人が事業を迅速・柔軟に変更できるよう、変更認定手続を見直すとともに、公益信託の活用を推進させるため、税制優遇を受けられる受託者の要件を緩和し、インパクトスタートアップも参入可能とする。</p> <p>2. 社会的課題を解決するNPO・公益法人等への支援</p> <p>①公益法人の改革</p> <p>公益法人による社会的課題解決の促進に向け、収支相償原則(公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない)や遊休財産規制(用途の定まっていない遊休財産を公益目的事業費の1年相当分を超えて保有することができない)の見直しといった財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実等を行う。</p> <p>公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。</p> <p>このため、来年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、体制整備を図る。</p>
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】17. 公益認定等</p> <p>【施策】20. 公益法人制度改革等の推進</p>
	政策の達成目標	公益法人がその潜在力を最大限発揮できる環境を整備し、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	<p>公益法人は、これまで社会のあらゆる分野において我が国の民間による公益的活動を牽引し、社会からの信用を獲得してきた。現在、公益法人数約9,700、職員数約29万人、多くの主体から寄附や会費等を通じて公益目的事業費年間約5兆円を有しており、いずれも現在の公益法人制度が完全施行された平成25年12月以降、増加傾向にある中※で、今後、社会的課題に取り組む事業をさらに継続的・発展的に実施していけるよう、時代に合わせた改革を進めていくことが求められている。</p> <p>※法人数 9,300 法人 (H26年) → 9,640 法人 (R3年) 職員数 240,286 人 (H26年) → 291,209 人 (R3年) 事業費 3,946,080 百万円 (H26年) → 5,107,370 百万円 (R3年)</p> <p>(内閣府「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」(平成26年、令和3年)から引用)</p>	

有効性	要望の措置の適用見込み	<p><公益目的事業の非課税の特例の対象> 公益法人：9,640 法人</p> <p><みなし寄附金の損金算入の特例の対象> 収益事業等を実施する公益法人数：4,465 法人 (令和3年12月1日時点) (内閣府「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」(令和3年)から引用)</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>公益法人は、予算事業による助成金ではなく、法人税法上の税制優遇を受けることで、社会課題に取り組む多種多様な事業について、幅広くその財源を最大限活用することが可能となり、公益目的事業費の増加、ひいては新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」につながる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p><寄附者に対する税制上の優遇措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人から公益法人に対する寄附金の所得控除（所得税法） ・個人から一定の要件を満たす公益法人（税額控除対象法人）に対する寄附金の税額控除（租税特別措置法） ・個人から地方自治体が条例により指定した公益法人に対する寄附金の税額控除（地方税法） ・法人から公益法人に対する寄附金の特別措置（法人税法） <p><公益法人の事業に対する税制上の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人が支払いを受ける利子・配当等に係る所得税の非課税措置（所得税法） ・一定の要件を満たす寄附金収入が消費税制上の特定収入に該当しない特例（消費税法） ・特定の学費としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税非課税措置（租税特別措置法） ・特定の用に供する不動産等に係る地方税の非課税措置（地方税法）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>多様で変化の激しい社会のニーズに対応するには、画一的な対応になりがちな行政部門のみでは限界があり、民間有識者で構成される公益認定等委員会等による公益性の審査を受け、認定された公益法人の役割がますます重要になっている。</p> <p>今後も法人税法上の税制優遇を存続することは、公益法人の財源を公的活動に最大限活用し、多様で変化の激しい社会のニーズに対応することが期待されるとともに、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献すると考えている。また、改革では、公益法人による活動の自由度拡大とともに、ガバナンスの充実（法人の透明性向上等）を図ることとしており、公益法人に対する国民からのさらなる信頼・支援の獲得を目指している。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—